

【研究ノート】

南北戦争以前期の合衆国北部における 農場分割にみる女性の地位

角 井 正 幸

は じ め に

19世紀を通じて合衆国では公有地分配が進展し、多くの農家が創出された。この公有地分配において均質な独立自営農民の創出が目指されたことは論を待たないが(角井, 2005, 18 ページ), 実際には独立自営農民以外の経営形態として小作, 自小作, 手作地主が相当数存在した¹⁾。そして, その中でも手作地主の不動産保有額は他の経営形態に比して極めて大きく(角井, 2005, 28 ページ, ならびに角井, 2013, 318-321 ページ), 第1表に示すように家計内の資産保有者が複数である比率が圧倒的に高いという特質を有している²⁾。さらに, 手作地主で2名の資産保有者を有する家計においては, 世帯主と第2資産保有者の年齢差15歳以上の場合が(15歳未満よりも)圧倒的に多いことから, 世代間の資産の分割が相続を通じて行われていたという点も特筆すべきであろう(角井, 2013, 328-335 ページ)。

さて, 農家家計における相続に関してはFriedberger (1983)の分析が示唆的である。詳細は第2章に示すが, 彼は相続という行為が「農場の継続的経営

1) Atack and Bateman (1987) 第7章では, 小作および自小作を統合した総小作率 (overall tenancy rate) が示されており (p.111, Table 7.1), その分析を改良し, 手作地主を明示的に扱ったものとして, 角井 (2005) (とくに24ページ, 第2表・第3表) がある。

2) この第1表は, 角井 (2013) 327ページ, 第3表の再掲。

第1表 経営形態別資産保有者の数の分布（相対度数）（単位：％）

資産保有者数	ニューイングランド地域					資産保有者数	五大湖周辺地域				
	自作	手作地主	地主	自小作	小作		自作	手作地主	地主	自小作	小作
0	0.0	0.0	0.0	0.0	61.5	0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.2
1	96.0	71.4	100.0	97.7	34.6	1	95.1	71.3	88.9	87.8	82.3
2	3.6	26.2	0.0	2.3	3.9	2	4.1	23.5	11.1	9.0	3.3
3	0.2	2.4	0.0	0.0	0.0	3	0.8	4.5	0.0	2.9	0.0
4以上	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	4以上	0.0	0.7	0.0	0.3	0.2

資産保有者数	東部大西洋岸地域					資産保有者数	西部フロンティア地域				
	自作	手作地主	地主	自小作	小作		自作	手作地主	地主	自小作	小作
0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.1	0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.2
1	91.4	67.1	100.0	92.3	76.6	1	89.2	77.3	100.0	88.5	70.1
2	7.1	25.3	0.0	5.7	5.7	2	8.4	17.2	0.0	7.3	6.3
3	1.2	5.8	0.0	1.6	0.5	3	1.8	3.9	0.0	3.1	0.0
4以上	0.4	1.8	0.0	0.5	0.0	4以上	0.6	1.6	0.0	1.0	0.5

(出所) ICPSR 7420 より作成。

(going concern)」にとって重要な要素となりうるのか、また女性の相続上の立場はどのようなものであったのかについて明らかにするという問題意識を有している (pp.3-4)。

そこで本稿では、資産分割を行っている（本稿では2名の資産保有者を有する）農家を対象として、とくに女性の資産保有者の姿を示すことによってFriedberger (1983) との接続を計る。その際、「農場」の継続的経営を含意することから、とくに不動産の分割に注目して分析を行うことにする。そしてそれは、角井 (2013) では示しきれなかった手作地主の特質に新たな面を加えることになる。

なお、本稿で用いる標本（以下 ICPSR 7420 とする）は角井 (2013) と同じであるので、ここで標本の整理について再度詳述することはしない。詳細は角井 (2013) 第1章 (316-318 ページ) を参照していただきたい。また本稿では、

一定以上の標本数を確保するために、角井（2013）で行った4地域³⁾に分けた分析は行わず、合衆国北部全体をまとめて分析することとする。

1 資産保有者が2名の農家の資産分割と不動産（＝農場）分割

角井（2013）では、資産保有者の数が2名の手作地主について、世帯主（head of household）と世帯主以外の最初の資産保有者（first-mentioned property-holder in the household who was not the head-of-household：以下、第2資産保有者）との関係について、性別と年齢差をもとに分割表を作成した。そこではまず、世帯主と第2資産保有者との年齢差を15歳以上と15歳未満に分け、世代間で資産が分割されているか否かを検証した。さらに、世帯主と第2資産保有者の性別によっても分類し、各地域とも「年齢差が15歳以上あり、世帯主・第2資産保有者ともに男性」である場合が最頻値となることを明らかにした。とくに、ニューイングランド地域を除くと、資産保有者を2名有する農家の半数以上がこのカテゴリーに含まれる。そこから、角井（2013）では、手作地主の資産分割が相続をもとに行われていることを指摘したのである（331ページ）。

さて本稿では、角井（2013）第5表（331ページ）よりもさらに詳細に分析ができるように、世帯主と第2資産保有者との年齢差が15歳以上離れている場合については世帯主の年齢が上であるか下であるか、また性別については世帯主および第2資産保有者の性別をそれぞれ明示的に表したものを作成し、第2表とした⁴⁾。さらにここでは、手作地主ばかりでなく他の経営形態である自作、自小作、小作に関しても同様の分割表を作成し、比較対照群として

3) 角井（2013）で用いた、ニューイングランド地域、東部大西洋岸地域、五大湖周辺地域、西部フロンティア地域。

4) 後の分析で資産保有の内訳を詳細に検証した結果、手作地主において世帯主と第2資産保有者それぞれの資産（不動産）保有額の合計が、その家計の総資産額保有額（不動産保有額）と一致しない家計が3戸存在していることが判明した。これはおそらく、世帯主が資産保有者ではなく、第2資産保有者と第3資産保有者が資産を有している場合であるが、本稿の分析にはそぐわないので分析から除いた。その結果、角井（2013）では2名の資産保有者が存在する家計数が手作地主で409戸となっているが、本稿第2表では406戸となっている。

なお、自作、自小作、小作ではそのような家計はない。

第2表 世帯主と第2資産保有者の年齢差・性別分割表（経営形態別）

(単位：戸，%)

手作地主			第2資産保有者の性別		合 計
			男性	女性	
世帯主の性別	男性	世帯主が15歳以上「上」	174 (42.9)	12 (3.0)	379 (93.3)
		年齢差15歳未満	77 (19.0)	54 (13.3)	
		世帯主が15歳以上「下」	34 (8.4)	28 (6.9)	
	女性	世帯主が15歳以上「上」	14 (3.4)	3 (0.7)	27 (6.7)
		年齢差15歳未満	7 (1.7)	2 (0.5)	
		世帯主が15歳以上「下」	1 (0.2)	0 (0.0)	
合 計			307 (75.6)	99 (24.4)	406 (100.0)
自 作			第2資産保有者の性別		合 計
			男性	女性	
世帯主の性別	男性	世帯主が15歳以上「上」	191 (47.8)	12 (3.0)	382 (95.5)
		年齢差15歳未満	76 (19.0)	35 (8.8)	
		世帯主が15歳以上「下」	32 (8.0)	36 (9.0)	
	女性	世帯主が15歳以上「上」	12 (3.0)	1 (0.2)	18 (4.5)
		年齢差15歳未満	2 (0.5)	2 (0.5)	
		世帯主が15歳以上「下」	0 (0.0)	1 (0.2)	
合 計			313 (78.3)	87 (21.7)	400 (100.0)
自 小 作			第2資産保有者の性別		合 計
			男性	女性	
世帯主の性別	男性	世帯主が15歳以上「上」	13 (27.7)	1 (2.1)	45 (95.7)
		年齢差15歳未満	18 (38.3)	6 (12.8)	
		世帯主が15歳以上「下」	4 (8.5)	3 (6.4)	
	女性	世帯主が15歳以上「上」	2 (4.3)	0 (0.0)	2 (4.3)
		年齢差15歳未満	0 (0.0)	0 (0.0)	
		世帯主が15歳以上「下」	0 (0.0)	0 (0.0)	
合 計			37 (78.7)	10 (21.3)	47 (100.0)
小 作			第2資産保有者の性別		合 計
			男性	女性	
世帯主の性別	男性	世帯主が15歳以上「上」	17 (32.1)	3 (5.7)	52 (98.1)
		年齢差15歳未満	21 (39.6)	5 (9.4)	
		世帯主が15歳以上「下」	3 (5.7)	3 (5.7)	
	女性	世帯主が15歳以上「上」	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (1.9)
		年齢差15歳未満	0 (0.0)	0 (0.0)	
		世帯主が15歳以上「下」	0 (0.0)	0 (0.0)	
合 計			42 (79.2)	11 (20.8)	53 (100.0)

(出所) ICPSR 7420 より作成。

(注) () 内は相対度数 (単位：%)

第3表 世帯主と第2資産保有者の年齢差・性別分割表の意味 (経営形態別)

		第2資産保有者の性別		
		男性	女性	
世帯主の性別	男性	世帯主が15歳以上「上」	(A-1) 父(祖父) - 息子(孫)	(B-1) 父(祖父) - 娘(孫娘)
		年齢差15歳未満	(A-2) 兄弟, 叔父 - 甥	(B-2) きょうだい, 叔父 - 甥・姪, 夫婦
		世帯主が15歳以上「下」	(A-3) 息子(孫) - 父(祖父)	(B-3) 息子(孫) - 母(祖母)
	女性	世帯主が15歳以上「上」	(C-1) 母(祖母) - 息子(孫)	(D-1) 母(祖母) - 娘(孫娘)
		年齢差15歳未満	(C-2) きょうだい, 叔母 - 甥・姪, 夫婦	(D-2) 姉妹, 叔母 - 姪
		世帯主が15歳以上「下」	(C-3) 娘(孫娘) - 父(祖父)	(D-3) 娘(孫娘) - 母(祖母)

いる。ちなみに、第2表(および後の第6表)における各セルに含まれると想定される世帯主と第2資産保有者との関係は第3表にサンプルとして示している。ただし、この続柄のサンプルは必ずしも実際の続柄と一致している保証はない。残念ながら、センサスからの抽出データである ICPSR 7420 は各家族成員の続柄を掲載していない。したがって、第3表のサンプルも第3章で言及する各家族成員の続柄も、最も可能性の高いものとして類推したものである。

さて、第2表によると、手作地主と自作の各セルの相対度数は極めて似ている。たとえば、世帯主と第2資産保有者ともに男性である場合の各層(A-1~A-3)の相対度数はほとんど同じとあってよく、しかもA-1層(=世帯主が父親で第2資産保有者が息子(もしくは祖父と孫))という世代間の資産分割としてもっとも典型的な層がどちらも4割台となっている。これは、世代間での資産分割が手作地主に限った特質ではなく自作も同様の特質を有しているということを意味しており、角井(2013)では世代間の資産分割を手作地主の特質として強調しすぎていたことになる。

しかし、先述のFriedberger(1983)のいう農場の継続的経営と相続を関連させて考えれば、「農場」がどのように受け継がれているかを見なければならぬ。したがって、ここでの分析は単なる資産を対象にするのではなく、「不動

第 4 表 不動産の分割の詳細 (経営形態別)

(単位: 戸, %)

不動産の分割の有無		手作地主	自作	自小作	合計
あり		280 (69.0)	23 (5.8)	12 (25.5)	315 (36.9)
なし	世帯主が全不動産を保有	118 (29.1)	359 (89.8)	32 (68.1)	509 (59.7)
	第 2 資産保有者が全不動産を保有	8 (2.0)	18 (4.5)	3 (6.4)	29 (3.4)
合 計		406 (100.0)	400 (100.0)	47 (100.0)	853 (100.0)

(出所) ICPSR 7420 より作成。

(注) () 内は列方向の相対度数 (単位: %)

産」がどのように分割されているかを明示的にあつかう必要がある。

本稿で用いる ICPSR 7420 のもととなっている第 8 回センサス調査は、初めて保有資産が不動産 (real property) と動産 (personal property) とに分けて調査されたものである (1850 年センサスまでは不動産のみが調査対象, Wright, 1900, p.51 および p.147, p.152)。ここで動産とは、「債券類・紙幣・家畜・食器類・宝石類・家具類が含まれるが衣類は含まない」と定義されている (Wright, 1900, p.157)。残念なことに、不動産・動産ともに総額が金額ベースで記されているのみで、たとえば動産の内訳がどのようになっているかまでは把握できない。しかし、各家族成員が不動産と動産をどれだけ保有しているかについては個人ベースで把握されている。したがって、資産保有者である 2 名が、どのような割合で不動産を保有し (または不動産を保有せず)、また動産を保有しているかを分類することが可能である⁵⁾。

まず、第 4 表では、経営形態別に不動産が分割されているか否かを示している。これによると、自作・自小作では実はほとんど不動産が分割されてお

5) なお、小作は「不動産を保有していない」者として定義されているのでここでの分析を行う意味はない。

第5表 動産の分割の詳細（経営形態別）

（単位：戸，％）

不動産の分割		手作地主	自作	自小作	小作	合計
あり		303 (74.6)	388 (97.0)	41 (87.2)	53 (100.0)	785 (86.6)
なし	世帯主が全不動産を保有	98 (24.1)	10 (2.5)	4 (8.5)	0 (0.0)	112 (12.4)
	第2資産保有者が全不動産を保有	5 (1.2)	2 (0.5)	2 (4.3)	0 (0.0)	9 (1.0)
合 計		406 (100.0)	400 (100.0)	47 (100.0)	53 (100.0)	906 (100.0)

（出所）ICPSR 7420 より作成。

（注）（ ）内は列方向の相対度数（単位：％）

らず、世帯主がすべての不動産を有している場合が多数を占めている。とくに自作では、9割もの家計において不動産が分割されていない。それに対して手作地主では、7割の家計で不動産を分割している。この点は、特筆すべき手作地主の特徴である。⁶⁾

なお、自作・自小作では不動産が分割されていない割合が高いにもかかわらず資産保有者が2名存在しているのであるから、必然的に多くの家計で動産を分割していることになる（第5表参照）。⁷⁾

それでは、圧倒的多数が不動産を分割している手作地主において、その分割された農場はどのような手によって担われているのであろうか。その点を

6) この結果は、角井（2013）に示した手作地主の特質である（1）複数の資産保有者を有している割合が高いこと、（2）世代間の資産分割の割合が高いこと（ただしこの点は自作も同様の特質を持つ）に加えて、（3）不動産（＝農場）の分割が高い割合で行われていることという新たな手作地主の特質を実証したこと意味する。

7) 小作は不動産を有していないので、2名の資産保有者を有しているこれらの家計では当然ながらすべての家計で動産を分割していることになる。

また、手作地主は、動産を分割している割合も（自作・自小作ほどではないにせよ）4分の3程度と比較的高い。しかし、その多くが不動産・動産ともに分割しているわけではなく、不動産・動産とも2名の資産保有者で有している割合は半分以下である（不動産を分割しているが動産を分割していない＝約25％、動産を分割しているが不動産は分割していない＝約30％）。（付表1参照）

第6表 不動産（農場）分割家計の世帯主と第2資産保有者の年齢差・性別分割表（手作地主）
（単位：戸，％）

手作地主		第2資産保有者の性別		合計	
		男性	女性		
世帯主の性別	男性	世帯主が15歳以上（上）	115 (41.1)	11 (3.9)	262 (93.6)
		年齢差14歳未満	52 (18.6)	37 (13.2)	
		世帯主が15歳以上（下）	26 (9.3)	21 (7.5)	
	女性	世帯主が15歳以上（上）	8 (2.9)	3 (1.1)	18 (6.4)
		年齢差14歳未満	5 (1.8)	1 (0.4)	
		世帯主が15歳以上（下）	1 (0.4)	0 (0.0)	
合計		207 (73.9)	73 (26.1)	280 (100.0)	

（出所）ICPSR 7420 より作成。

（注）（ ）内は相対度数（単位：％）

明らかにするために、第2表にならって、世帯主と第2資産保有者との関係を表す年齢差と性別による分割表を作成しよう。その第6表によると、手作地主の各カテゴリーに含まれる相対度数は、全資産の分割を対象とした第1表とほとんど変わらない。その一方で、表には示していないが自作・自小作の標本数の絶対数が少なく、各セルに含まれる標本数はすべて1桁であるので、自作・自小作の不動産分割がどのように行われているかについての分析において有益な結果を得ることはできないであろう。したがって、のちの第3章の分析は手作地主のみを対象として行うこととする。

それに加えて、この第6表は女性の不動産保有者が一定程度存在することも示している。たしかに、世帯主は93.6％が男性であり、女性の6.4％とは大きな開きがある。また、不動産（＝農場）保有者が2名とも男性である割合が約7割（第3表の(A-1)～(A-3)に相当する層の合計）であることから、農場保有において男性が優位であることは間違いない。その一方で、少なくとも1名の不動産保有者が女性である場合が3割以上存在することはある意味で驚きである。そこで第3章において、女性の不動産（＝農場）保有がどのような状況にあったのかを中心に分析することとし、その前提となる分析であるFriedberger (1983)を次章で整理しておこう。

2 Friedberger による農場相続の実証分析

Friedberger (1983) は、1870 年～1950 年の裁判所記録をもとに、コーンベルト地帯の7つのタウンシップ⁸⁾における農場の相続を網羅した研究を行っている。彼の分析では、「農場の継続的経営 (going concern)」が重要概念として用いられている (p.3)。その点を実証するために、Friedberger (1983) では相続のあり方を4つのパターンに分類している。それは、(1)生前贈与 (inter vivos transfer)、(2)遺言書に基づく相続 (testate settlement)、(3)遺言書がないので裁判所を通じて法的に決定される相続 (intestate solution)、(4)財産の精算・家族外への売却 (liquidated its property and sold out with no intergenerational transfer) である (p.4)。このなかで、(1)の生前贈与が「農場の継続的経営」にとって最も適切な戦略であり、(2)の遺言書に基づく相続も計画的な農場の継承を意図しているものと考えられるとしている。一方、(3)の遺言書がない場合は主に予期せぬ資産保有者の死亡によるものであるが、それ以外にも十分な資産の蓄積がなく子供が多い場合には適切な資産分割が不可能になるので裁判所が介入することになり、さらに子供への遺産相続が不可能な場合には(4)の農場の精算・売却に至ることになる (p.5)。

以上の分類のもとで裁判所記録を整理すると、(1)の生前贈与が14%、(2)の遺言書に基づく相続が23%であり、全体の3分の1(37%)が「計画的」に農場を相続させているとしている。そして、この2者に(3)の裁判所を通じて法的に決定される相続(13%)を加えた50%が「継続的な農場」とされる。一方の(4)の農場の精算・売却は18%、そしてそもそも土地を有さない小作が32%であり、その合計50%を「農場を継続しない」層としている (p.7, Table 1)。

さて、Friedberger (1983) が重視した「農場の継続的経営 (= going concern)」は、Malin (1935) や岡田 (1971) が示した「開拓農民の移動性の高さ」と対極にあ

8) Iowa 州 Fayette 郡の Auburn 村, Harlan 村, Smithfield 村, Dover 村の5ヵ村と、Iowa 州 Benton 郡 Kane 村および Illinois 州 Kane 郡 Kaneville 村の計7ヵ村。

るように見える。Malin (1935) は、10年間に半数以上の農民が移転を行ったことを示し、その背景には19世紀の開拓農民が地価上昇を見込んだ投機的な存在であるとし、その証左として掠奪農法が一般的に行われたと主張している。また、それに反論した岡田 (1971) は、移転の理由が土地投機的動機のみではないことを示しているが、開拓農民の移動性の高さを否定しているわけではない⁹⁾。それでは実際、19世紀半ばの合衆国北部における農場経営は「土地投機的」であったのであろうか、それとも「農場の継続的経営」を目的としていたのであろうか。もし、次章において農場の分割を相続という観点から考察したときにFriedberger (1983) の示す相続のあり方に近い実態が描かれるのであれば、当時の合衆国北部において「農場の継続的経営」が一つの目的として存在していたという説を支持する傍証となるであろう。

ただし、本稿で用いているデータはFriedberger (1983)、Malin (1935)、岡田 (1971) のように、農家家計の継続的な行動を追跡できない単年度データである。その点では、彼らの問題意識のように直接に農場の継続的経営を議論すること自体に無理がある。実際、単年度データであるがゆえに、「今後」相続が行われる場合が今回の分析には含まれておらず、分析対象となる「手作地主で不動産を2名で分割している家計」は、全標本1万戸あまりからすればごく一部にしか過ぎない。とはいえ、その限られた標本の中でもFriedberger (1983) の示す相続のあり方が現れているのであれば、繰り返しになるが「農場の継続的経営」の存在を示す一つの根拠となるであろう。

次に、Friedberger (1983) のもうひとつの側面にも言及しておこう。Friedberger (1983) は、先述の相続のタイプの分類を行うほかにも、農場が相続される場合の実情を明らかにすることも問題意識とし、そのなかでとくに女性の相続上の立場についての分析に注力している。この点を実証するために、彼はいくつかのケースを裁判所記録の例示によって明らかにしようとしているのである。

9) ただし、厳密には「相続による農場の継続的経営」と「土地投機をもとにした開拓農民の移動性の高さ」は併存することが可能である。なぜなら、たとえ農民の移動性が高いとしても、相続のタイミングでその農場を存続させるために相続させるという選択が可能であるからである。

彼が示したいいくつかのケーススタディを整理したものは、末尾の【補論】にまとめているが、【ケース A】では、第 1 世代から第 2 世代への相続においては長子相続（売却）、第 2 世代から第 3 世代への相続においては 2 人の息子に均分相続（売却）が行われたことが示される。

そして、Friedberger (1983) は、母や娘といった女性を相続対象者として含むケースでは夫の死後は妻がすべての資産を相続し、彼女（妻、子供たちにとっては母）の死後に子供たちが相続する方式が一般的であるが、妻が高齢で子供たちが成人している場合はその限りではないとしている (p.9)。そして、遺言書によって詳細に遺産相続を規定したケースを【ケース B】～【ケース E】で例示し、【ケース B】では妻への生前贈与と、夫の死後に妻や娘といった女性家族がどのような権利を得るのかを示し、【ケース C】では世帯主の死後の女性家族の権利を定めたにもかかわらず、「農業階梯」の上昇過程で妻の家族から得た遺産を利用したことから妻が不服申立を行ったというケースを紹介している。さらに【ケース D】では息子と娘がともに土地を相続するケースを紹介し、【ケース E】では娘たちへの相続の平等化を図るため、銀行に基金を開設するというケースも見られることを示している。

そして Friedberger (1983) は、これらのケースから、当時の相続では女性が公平・公正に扱われていたと結論しているのである (p.13)。

3 農場分割における女性の地位

前章で詳述したように、Friedberger (1983) は生前贈与（と遺言書を通じた遺産相続）という計画的な農場の相続による「農場の継続的経営」の存在と、女性に対する相続上の公平・公正な取り扱いを実証した。本章では、第 6 表に示した手作地主の不動産分割家計を対象として、Friedberger (1983) の主張を再検討してみよう。

女性の不動産（＝農場）保有の分析を行う前に、まず 2 名の不動産保有者がともに男性である場合について示しておこう。その中で生前贈与の問題をあつかう場合には 2 世代以上に不動産（＝農場）保有者が存在している、すなわち世帯主と第

2 資産保有者の年齢差が15歳以上の場合が対象となる。したがって、ここで対象となる層はA-1層とA-3層である（以下同様に、各セルの呼称は第3表の記載に従う）。

なお、第3表に示される続柄はそれぞれ多様な要素を含んでいるために、やや混乱する。そこで以下では表現を簡便にするために、それぞれ代表的な続柄のみで表現することにしよう。たとえば、A-1層は「世帯主が父親、第2資産保有者が息子」、A-3層は「息子が世帯主、第2資産保有者が父親」である。以下同様に、B-1層は「父と娘」、A-2層は「兄弟」、B-2層は「姉弟・兄妹」、B-3層とC-1層は「母と息子」と表現する。¹⁰⁾

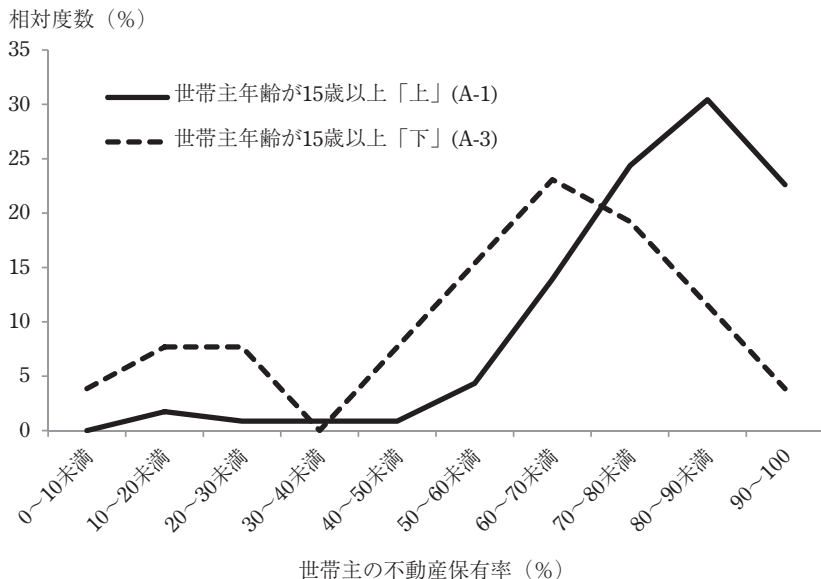
さて、A-1層およびA-3層に含まれる戸数は合計141戸である。このそれぞれの不動産保有について、世帯主が不動産のどの程度の割合を有しているかを

$$\text{(世帯主の不動産保有額)} / \text{(家計全体の不動産保有額)}$$

として導出し、その比率階層（10%刻み）ごとの相対度数を第1図に表した。第1図の実線で表されているとおり、父親世代が世帯主として残ったまま息子世代に農場が分割されている場合、すなわちこれは農場の一部が生前贈与された場合といえるが、世帯主である父親が農場の半分以上を保持している場合がほとんどである。一方の点線で表されている「世帯主が息子、第2資産保有者が父親」の場合には、世帯主である息子の農場保有割合が低い層（息子の農場保有率が10～30%程度）と高い層（息子の農場保有率が60～80%程度）の2極に多いことがわかる。これは、父親から息子に世帯主が移った場合には、農場のより大きな部分を息子が管理することになるが、一部の農家では世帯主を息子に譲った後でも父親がより大きな部分を保持し続けるという形も存在していることを表している。

次に、女性の相続上の立場についての分析に移ろう。まず、娘による相続についてみるために、第6表のA-1層とB-1層を比較する。A-1層は「世帯主＝男性、第2資産保有者＝男性、世帯主が15歳以上『上』」であるから父親と息子の不動産分割を表し、一方のB-1層は「世帯主＝男性、第2資産保

10) 既述の通り各層には他の続柄が含まれている可能性があるが、あくまでも表現による無用の混乱を避けるための措置である。



第1図 A-1層とA-3層の世帯主の不動産保有率の分布

(出所) ICPSR 7420 より作成。

有者 = 女性，世帯主が15歳以上『上』であるから父親と娘による不動産分割である。前者は第1図の実線として示したが，ここでは第2資産保有者の立場から不動産分割割合の分布をみることにする。したがって，後掲の第2図に示される点線は第1図の実線を裏側から見たものとなる。

さて，資産分割の割合についてみる前に，B-1層（父と娘）での不動産分割家計の家族構成を確認しておこう。世帯主と各家族成員の関係を示すと第7表の通りとなり¹¹⁾，それをまとめたものが第8表となる。第8表によると，この層に含まれる多くの家計には娘以外に息子が存在することがわかる。すなわち，息子がいるにもかかわらず娘に農場を分割している，換言すれば息子がいないために娘に農場を分割しているのではないということである。ただし，第7表によると，

11) 続柄の基準としている世帯主を太線で囲っている。

第 7 表 父と娘による不動産分割家計の家族成員

家計 番号	世帯主 年齢 性別	第 2 資産 保有者 年齢 性別	第 1 非資 産保有者 年齢 性別	第 2 非資 産保有者 年齢 性別	第 3 非資 産保有者 年齢 性別	第 4 非資 産保有者 年齢 性別	第 5 非資 産保有者 年齢 性別	第 6 非資 産保有者 年齢 性別	第 7 非資 産保有者 年齢 性別	第 8 非資 産保有者 年齢 性別	第 9 非資 産保有者 年齢 性別
5909	65 男	17 娘 か 孫娘	61 女	妻	20 息子 男	28 女	娘				
5953	51 男	35 妻 か 娘	20 男	息子	9 男	18 女	娘	2 女	娘		
6254	40 男	25 娘	62 女	祖母	30 女	23 女	娘	2 女	娘		
6271	45 父	14 娘	44 女	妻	4 男	1 女	息子	娘			
6965	59 男	39 妻 か 娘	16 男	息子	19 男	14 男	息子	11 女	娘	7 男	息子
8611	74 男	29 孫娘	2 女	ひ孫							
10856	44 男	26 娘	43 女	妻	19 男	15 男	息子	11 女	息子	7 男	息子
11145	58 男	36 娘	53 女	妻	16 男	21 男	息子	14 女	娘	19 女	娘
15010	70 男	29 孫娘	65 女	妻	15 男	37 男	孫	6 女	息子	6 男	息子
19419	77 男	40 娘	37 男	息子	32 女	12 女	孫娘	?			
19556	51 男	32 娘	52 女	妻	26 女	24 男	息子	22 女	娘	12 男	息子

(出所) ICPSR 7420 より作成。

第8表 父と娘による不動産分割家計の家族成員のまとめ

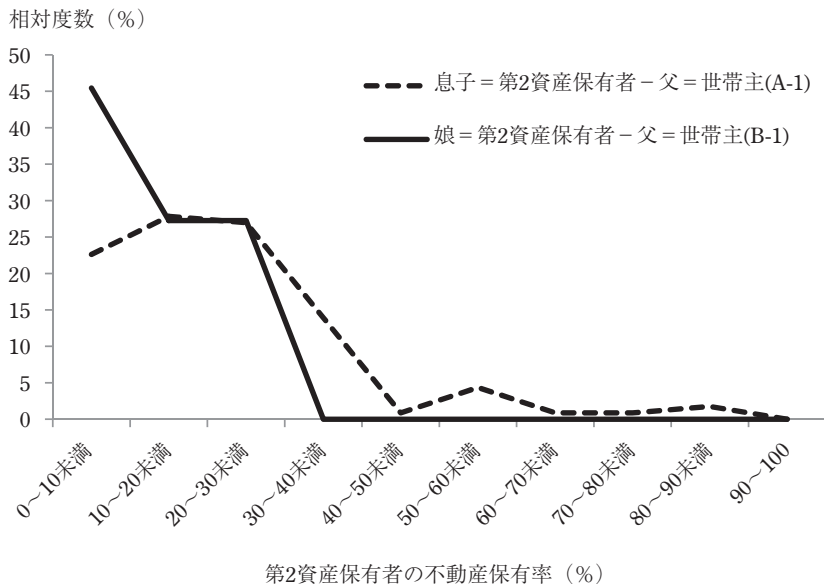
家計 番号	父親 (世帯主)	第2資産保有者	妻	第2資産保有者以外の子供	その他
5909	父か祖父	娘か孫娘	妻	息子 娘	
5953	父?	妻か娘	←	息子 息子 娘 娘 娘	
6254	父	娘	なし	娘 娘 息子	祖母 妹
6271	父	娘	妻	息子 娘	
6965	父?	妻か娘	←	息子 息子 息子 娘 息子 息子 息子 娘	
8611	祖父	孫娘	なし	なし	ひ孫
10856	父	娘	妻	息子 息子 息子 息子 娘 息子	
11145	父	娘	妻	息子 息子 娘 娘 娘	
15010	祖父	孫娘	妻	なし	孫 ? ? ? ?
19419	父	娘	なし	息子 娘	孫娘 ?
19556	父	娘	妻	娘 息子 娘 息子 娘	

(出所) ICPSR 7420 より作成。

その多くは息子が未成年であり、最年長の子供が女性（娘）である場合に娘に農場が分割されていることがわかる。すなわち、この層では男性優位に農場が分割されるのではなく、年齢という基準で農場分割が行われているのである。

では、この層の農場分割の割合はどのようになっているのであろうか。第2図に示すとおり、第2資産保有者である「娘」の不動産保有割合は、すべての家計で3割未満となっている（第2図の実線参照）。その意味では、娘にはそれほど多くの不動産が分割されていないという特徴がみられる。しかし、点線で表される「息子」の不動産保有割合もほぼ4割未満となっており、父親が世帯主として現役でいる限りにおいては、生前贈与による農場分割はやや女性に不利な程度である。

つづいて、同世代の農場分割を男女間で比較してみよう。年齢差が15歳未満である場合（A-2, B-2, C-2, D-2）が同世代の農場分割といえるが、女性が世帯主の場合は標本数がごくわずかであるので、ここでは男性が世帯主の場合（A-2, B-2）に限って考察する。ここで、A-2層は年齢差から考えて親子や祖父と孫との関係ではないと思われるので、少なくとも世代間で資産分割が行われているものではないと推定され、また性別からみて夫婦間での資産分割でもない。したがっ

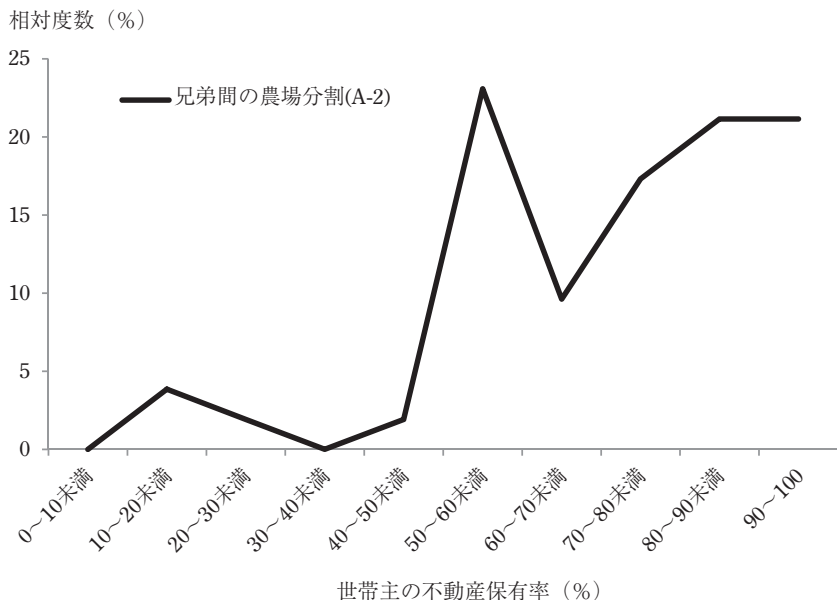


第2図 A-1層とB-1層の第2資産保有者の不動産保有率の分布
(出所) ICPSR 7420 より作成。

てこの層は「兄弟による農場分割」であると考えることが妥当であろう。もちろんここには、叔父や甥といった関係で家族成員に含まれている（そして資産を保有している）場合もあろう¹²⁾。とはいえ、いずれの場合にせよここに含まれる世帯主と第2資産保有者の関係にみられる家族構成は、いわゆる核家族ではない傍系のメンバー（世帯主の兄弟や叔父・甥）が家族内に含まれる「拡大家族」といえる。

では、この層の存在は何を意味するのであろうか。同一家計内に、世帯主の傍系家族となる兄弟などが存在しているということは、親世代の引退にともなって子供世代に農場が分割相続された可能性が高い。したがって、年齢差15歳以上の農場分割が世代間の生前贈与としてとらえられるのに対して、

12) その意味でいえば、年齢差が15歳以上の層を世代間の資産分割とした先の分析には、年齢の離れたきょうだいや叔父・叔母・甥・姪の関係が含まれている可能性がある。



第3図 A-2層の不動産保有率の分布

（出所）ICPSR 7420 より作成。

この場合の資産分割は親世代から子世代へと世帯主が移った後で、しかも親の資産を分割相続した状況といえる。その意味では、ここにも相続による資産分割という側面が現れている。

さて、第3図に表されている「兄弟」による農場分割では、世帯主が7割以上を保有している割合が高いことに加えて、50%台の比率が極端に高いという特徴を持っている。詳細を示してはいないが、実はここには世帯主の不動産保有率がちょうど50%の家計が一定数含まれており、その割合はこの層の家計の15%にもものぼる。これはすなわち、兄弟間での農場分割において均分相続が行われていたことを示唆しており、Friedberger (1983) の【ケース A】にみられる均分相続が相当数存在していたことを示している。

一方の「世帯主=男性、第2資産保有者=女性、年齢差15歳未満」のB-2

層に含まれる世帯主と第2資産保有者との関係は、夫婦であるのか、きょうだいであるのか、また叔父と姪などの親戚関係にあるのかなど多様な関係が含まれていると考えられる。そこで、ここでも家族成員全員の年齢と性別から可能な限り続柄を確認してみよう。その結果は、第9表(A)と第9表(B)に示している¹³⁾。ここでの分類は、第9表(A)についてはほぼ確実に第2資産保有者が世帯主の妻である場合を、第9表(B)は必ずしも第2資産保有者が妻であるといえない場合としている。ただし、前者は家族内に子供が存在していることを基準に選んでいるので、第9表(B)の中にも夫婦関係である場合が含まれている可能性はある。とくに家計番号5600, 14308, 19248はおそらく夫婦関係であろうが、子供がいないために第9表(A)には含めていない。

そして、この両者の不動産(=農場)分割の割合を表したものが第4図である。第2資産保有者が「妻」である場合、妻の不動産保有割合(実線)が4割未満で4分の3を占める。これは、夫婦間での農場分割は均等ではなかったことを表している。ただし、この場合の「妻」は第2資産保有者である。一般的に世帯主の不動産保有比率がより高くなる傾向の中で、妻の不動産保有比率は圧倒的に低い水準であるわけではない。それは、第2図に示した(第2資産保有者である)「息子」や「娘」の不動産保有比率の分布との比較から明らかである。その意味で、「妻」の不動産保有は「夫」である世帯主とは対等とはいえないまでも、第2資産保有者としては比較的多くの農場を保有しているということになる。

一方の、第2資産保有者が妻以外であると思われる場合(点線)は、30～40%台で高まっているように見える。しかし、この層に含まれる標本数は10戸と極めて少なく、基本的には分析に耐えるものとはいえない。

ただし、第9表(B)において、第1非資産保有者に妻と思われる家族成員が存在する家計が4戸存在する(家計番号6602, 13169, 14036, 19995)。これらの第2資産保有者はすべて世帯主よりも年長であるので、ほぼ間違いなく妻

13) 第7表と同様に、続柄の基準としている世帯主を太線で囲っている。

第9表(A) 同世代の不動産分割家計の家族成員 (世帯主 = 夫 - 第2資産保者 = 妻)

家計番号	世帯主		第2資産保者		第1非資産保者		第2非資産保者		第3非資産保者		第4非資産保者		第5非資産保者		第6非資産保者		第7非資産保者		第8非資産保者	
	年齢	性別	年齢	性別	年齢	性別	年齢	性別	年齢	性別	年齢	性別	年齢	性別	年齢	性別	年齢	性別	年齢	性別
3859	45	男	44	女	21	男	16	女	8	女	6	男	5	男						
4614	50	男	37	女	18	男	8	女	6	女	13	女	12	男	10	女				
5962	49	男	50	女	17	男	14	男	12	女										
5989	41	男	33	女	15	女	15	女	13	女	10	女	7	男	5	女	1	男	20	不明
6641	48	男	49	女	15	女	10	女	6	女										
7464	49	男	42	女	14	男	20	男	22	男										
8103	40	男	30	女	1	男														
8326	62	男	50	女	20	女	23	男	20	男										
8506	32	男	28	女	9	男														
8597	36	男	28	女	7	男	1	男	69	男	11	男	24	男						
8601	32	男	27	女	31	女	8	女	5	女	25	男	28	男						
8737	54	男	52	女	4	男	9	男	12	女	7	男	6	女						
8834	39	男	41	女	15	男	9	男	7	女	6	男	3	男	7	男				

第 9 表(A) つづき

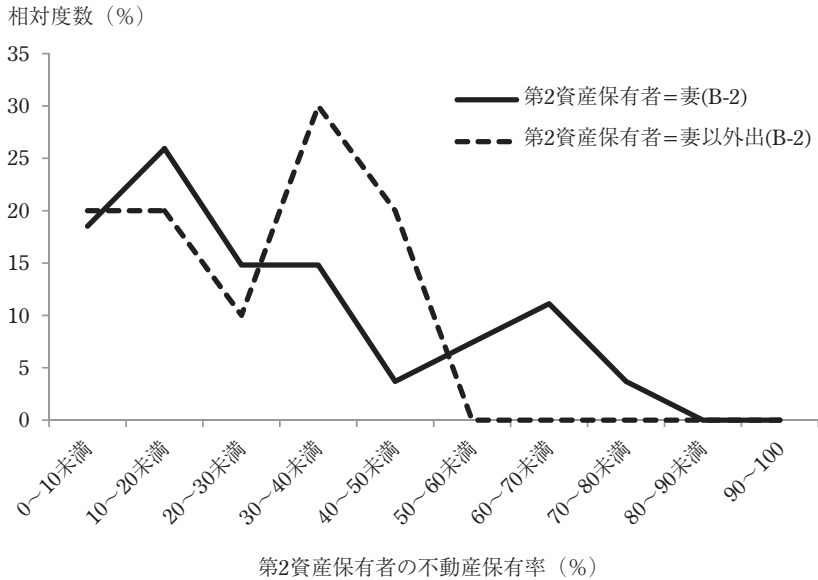
10556	52	男	妻	43	女	妻	17	男	息子	15	男	息子	11	男	息子	4	男	息子	12	男	息子	18	男	息子	息子 か弟					
10878	42	男	妻	34	女	妻	33	女	妹	1	男	息子	0	男	息子	0	男	息子												
10898	32	男	妻	23	女	妻	10	女	娘	9	女	娘	6	男	息子															
12267	35	男	妻	34	女	妻	4	男	息子	3	女	娘	4	女	娘	0	女	娘												
12306	35	男	妻	30	女	妻	36	女	姉	18	男	息子	12	男	息子															
13890	63	男	妻	61	女	妻	17	男	息子																					
13896	66	男	妻	56	女	妻	25	女	娘	21	男	息子	18	男	息子															
14398	49	男	妻	47	女	妻	25	男	息子	23	男	息子	13	女	娘	2	男	孫?	17	男	息子	15	女	娘						
15370	50	男	妻	40	女	妻	83	女	母	34	男	弟	21	女	娘	0	男	娘の 子	62	男	兄か 叔父	21	男	娘の 夫						
17881	33	男	妻	28	女	妻	8	男	息子	6	男	息子	2	男	息子	4	男	息子												
17910	60	男	妻	55	女	妻	15	女	娘か 孫	5	女	娘か 孫	20	男	息子 か孫															
20776	38	男	妻	34	女	妻	12	男	息子	4	男	息子	1	男	息子	64	男	父	60	女	母									
20875	42	男	妻	46	女	妻	24	女	娘	22	男	息子	2	男	息子 ?	22	男	息子	0	女	娘?									
20884	52	男	妻	46	女	妻	12	女	娘	19	男	息子	9	男	息子	15	女	娘	64	女	母	24	女	娘	21	女	娘	52	女	妻の 母

(出所) ICPSR 7420 より作成.

第9表(B) 同世代の不動産分割家計の家族成員 (世帯主 = 夫 - 第2資産保有者 = 妻以外)

家計 番号	世帯主		第2資産保 有者		第1非資産 保有者		第2非資産 保有者		第3非資産 保有者		第4非資産 保有者		第5非資産 保有者		第6非資産 保有者		第7非資産 保有者	
	年齢 性別	続柄 性別	年齢 性別	続柄 性別	年齢 性別	続柄 性別	年齢 性別	続柄 性別	年齢 性別	続柄 性別	年齢 性別	続柄 性別	年齢 性別	続柄 性別	年齢 性別	続柄 性別	年齢 性別	続柄 性別
2382	34 男	40 姉か 妻																
5600	29 男	25 妻か 妹																
6602	46 男	50 姉	43 妻 女	47 妻 女			21 息子 男	16 息子 男	35 妹 女	10 娘 女	3 息子 男	20 息子 男						
13169	47 男	37 妹 女																
14036	63 男	70 姉 女	62 妻 女				20 息子 男	18 娘 女	28 娘 女									
14308	32 男	28 妻か 妹																
16811	70 男	57 妻か 妹	68 妻か 姉妹 女															
19248	53 男	51 妻か 妹																
19995	46 男	55 姉 女	47 妻 女				21 息子 男	52 兄 男										
20902	54 男	50 妻か 妹	54 妻か 姉妹 女				20 息子 男	14 息子 男	88 母 女	53 弟 男								

(出所) ICPSR 7420 より作成.



第 4 図 B-2 層の不動産保有率の分布

(出所) ICPSR 7420 より作成。

第 10 表 姉の(第 2 資産保有者)不動産保有割合

家計番号	比率 (%)
6602	33.3
13169	17.9
14036	9.1
19995	8.0

(出所) ICPSR 7420 より作成。

(注) 世帯主 = 男性, 第 2 資産保有者 = 女性

年齢差 14 歳未満で, 世帯主の姉の不動産保有割合

ではなく世帯主の「姉」であるといえる。そこで、その 4 戸の第 2 資産保有者 (= 姉) の不動産保有割合を第 10 表にまとめると、均分相続とはほど遠い低い水準となっている。これは、均分相続が相当数存在した同世代の男性同

士（兄弟間）での農場分割とはまったく異なる状況にあると見てよい。このように、兄弟間での農場分割に比べて姉弟間での農場分割は女性に不利な状況であったことが示される。

最後に、母親と息子の農場分割について言及しよう。B-3層は「世帯主＝男性、第2資産保有者＝女性、世帯主が第2資産保有者よりも15歳以上『下』」であるので、「第2資産保有者が母親で世帯主が息子」であると考えられる。また、C-1層は「世帯主＝女性、第2資産保有者＝男性、世帯主が第2資産保有者よりも15歳以上『上』」であることから、「世帯主が母親で第2資産保有者が息子」であるといえる。いずれにしても、この2つのカテゴリーは母と息子の間で資産分割であると推定される。ここでも姉弟や叔母と甥の関係にある場合が含まれる可能性は否定できないが、もしこの多くが母と息子の関係にあるとすれば、この資産分割は、父親の死後、母と息子に資産が分割された状況と考えられる。これは、女性が資産の一部を相続していることを表しており、この層に1割の家計が含まれることは、母親による相続がある程度一般化されていたことを実証するものである。

さて、まず、B-3層の「世帯主が息子で、第2資産保有者が母親」である場合について、第11表(A)に世帯主である息子を基準とした他の家族成員との続柄を示し、それを第12表(A)としてまとめた。また、C-1層の「世帯主が母親で、息子が第2資産保有者」の場合も同様に、それぞれ第11表(B)および第12表(B)を作成した¹⁴⁾。これによると、ここに含まれるすべての家計において「父親」が登場しないので(第12表(A)(B)参照)、父親の死後に母親と息子によって不動産(＝農場)が分割されたものであると見て間違いなさであろう。これは、Friedberger(1983)の【ケースB】にみられる状況に似ている。その上で、世帯主が息子であるのか母親であるのかの違いは、息子が既婚であるか未婚であるのかの違いによって特徴付けられる。第12表

14) これまでと同様に、続柄の基準としている者を太線で囲っている。第11表(A)では世帯主である息子が基準であり、第11表(B)では第2資産保有者である息子が基準である。

第11表(A) つづき

10977	23 長男 男	57 母 女	19 妻 女	2 息子 男	17 弟 男	8 娘 女	5 娘 女	3 娘 女	4 息子 男	2 息子 男	55 叔父? 男	12 叔父 不明の子	11 叔父 男の子
11003	41 長男 男	66 母 女	27 妻 女	11 娘 女	10 息子 男	10 息子 男	13 息子 男	6 息子 男	4 息子 男	2 息子 男			
12562	40 長男 男	72 母 女	38 妻 女	10 娘 女	15 娘 女	8 娘 女	13 娘 女	10 娘 女	6 娘 女	5 息子 男			
13187	52 長男 男	70 母 女	48 妻 女	17 息子 男	16 娘 女	14 娘 女	13 娘 女	10 娘 女	6 娘 女	5 息子 男			
13871	39 長男 男	65 母 女	38 妻 女	11 息子 男	15 息子 男	9 息子 男	13 娘 女	4 息子 男	1 息子 男				
13894	21 次男 男	62 母 女	21 妻か 妹	23 兄 男	19 弟 女								
14655	34 長男 男	65 母 女	25 妻か 妹	24 妹 女	14 弟か 息子	18 弟か 息子							
18774	38 長男 男	68 母 女	30 妻か 妹	24 弟 男	29 妹 女	26 妹 女							
20339	33 長男 男	55 母 女	34 妻 女	12 娘 女	10 息子 男	8 娘 女	2 息子 男	2 娘 女					
20869	54 長男 男	87 母 女	56 妻 女	18 娘 女	21 息子 男	15 娘 女	20 娘 女	10 娘 女					

(出所) ICPSR 7420 より作成。

第 11 表(B) 母と息子による不動産分割家計の家族成員

家計 番号	世帯主 年齢 性別	第2資産 保有者 年齢 性別	第1非資 産保有者 年齢 性別	第2非資 産保有者 年齢 続柄 性別	第3非資 産保有者 年齢 続柄 性別	第4非資 産保有者 年齢 続柄 性別	第5非資 産保有者 年齢 続柄 性別	第6非資 産保有者 年齢 続柄 性別	第7非資 産保有者 年齢 続柄 性別	第8非資 産保有者 年齢 続柄 性別
5949	47 母 女	27 長男 男	16 妹 女	18 弟 男	14 弟 男	12 妹 女				
6224	56 母 女	21 長男 男	12 弟 男	15 妹 女	18 女					
7478	53 母 女	22 長男 男	19 弟 男	11 弟 男	16 弟 男	23 兄? 男	14 妹? 女	18 弟? 男		
10990	49 母 女	26 長男 男	20 妻 女	11 娘 女						
13062	71 母 女	31 息子 男								
14640	40 母 女	23 長男 男								
18582	44 母 女	1 息子 男	3 姉 女	14 叔父 男	19 叔父 男	12 叔父 男	17 叔父 男	8 叔父 男	5 叔父 男	12 叔父 男
20262	56 母 女	26 息子 男	25 妻か 妻 女	23 弟 男	22 弟 男	20 弟 男	18 妹 女	17 弟 男	12 弟 男	

(出所) ICPSR 7420 より作成。

第12表(A) 母と息子による不動産分割家計の家族成員のまとめ (息子=世帯主)

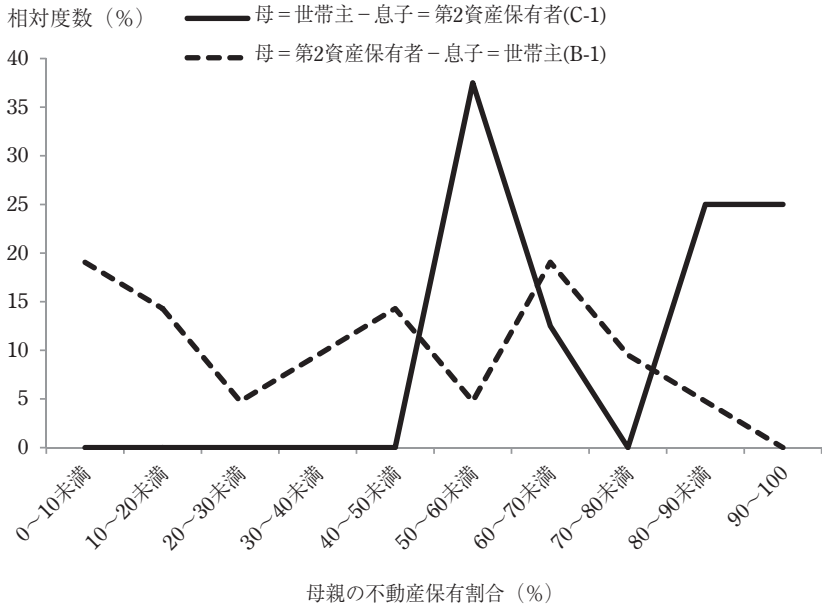
家計 番号	息子 (第2資産保有者)	母 (世帯主)	父	妻	子供	その他
275	長男	母	なし	なし	なし	弟
421	次男	母	なし	妻	息子	兄? 兄嫁? 兄の娘? 弟
425	長男	母	なし	妻	息子 娘 息子	
443	長男	母	なし	なし	娘 息子 息子	
3001	長男	母	なし	妻	息子 娘	弟
4545	長男	母	なし	妻	息子	
5390	長男	母	なし	妻	息子 息子 息子	
9720	長男	母	なし	妻	息子	弟
10111	長男	母	なし	妻	息子	
10561	長男	母	なし	妻	娘 娘 息子 娘	
10658	長男	母	なし	なし	なし	
10977	長男	母	なし	妻	息子	弟
11003	長男	母	なし	妻	娘 息子 娘 娘 娘	
12562	長男	母	なし	妻	娘 娘 息子 息子 息子 息子	叔父? 叔父の子? 叔父の子?
13187	長男	母	なし	妻	息子 娘 娘 娘 娘 息子	
13871	長男	母	なし	妻	息子 息子 息子 娘 息子 息子	兄 弟
13894	次男	母	なし	妻か妹	なし	妹? 弟か息子 弟か息子 弟か息子
14655	長男	母	なし	妻か妹	なし?	弟 妹
18774	長男	母	なし	妻か妹	なし	
20339	長男	母	なし	妻	娘 息子 娘 息子 娘	
20869	長男	母	なし	妻	娘 息子 娘 娘	

(出所) ICPSR 7420 より作成.

第 12 表(B) 母と息子による不動産分割家計の家族成員のまとめ(息子=第 2 資産保有者)

家計 番号	息子 (第 2 資産保有者)	母 (世帯主)	父	妻	子供	その他
5949	長男	母	なし	なし	なし	妹 弟 弟 妹
6224	長男	母	なし	なし	なし	弟 妹 妹
7478	長男	母	なし	なし	なし	弟 弟 兄 妹 弟
10990	長男	母	なし	妻	娘	
13062	息子か孫	母	なし	なし	なし	
14640	長男	母	なし	なし	なし	
18582	息子か孫	母	なし	なし	なし	姉 叔父? 叔父? 叔父? 叔父? 叔父? 叔父?
20262	息子	母	なし	妻か妹	なし	弟 弟 弟 妹 弟 弟

(出所) ICPSR 7420 より作成.



第 5 図 B-3 層・C-1 層の不動産保有率の分布

(出所) ICPSR 7420 より作成.

(B) に示される母親が世帯主である場合は、ほぼ息子は未婚で、きょうだい
が家族内に残っている。その一方で息子が世帯主となっている場合（第12表
(A)）では、息子は既婚であり子供もいる場合が多い。すなわち、当時の相続
の実情としては、男性であるというだけで有利なわけではなく、結婚をして
家族を形成するにいたって初めて世帯主としての地位が認められることがわ
かる。

そして、その農場分割の割合をみると、B-3層である「世帯主＝息子、第2
資産保有者＝母親」の場合には、ほとんど特徴的な分布は認められない（第5
図の点線）。これは、息子世代が世帯主になり母親がその家計に帰属している
場合、息子にほとんどの農場を任せてしまう場合やほぼ均等に分けている場
合、また、世帯主である母親が多くの不動産を保有している場合など、多様
な分割形態が存在していることを示している。すなわち、男性は結婚をする
ことによって世帯主となることが一般的となるが、不動産保有に関してはそ
れだけで母親からすべてを譲り受けるわけではないことになる。ただし、こ
の層では母親が7割以上の不動産（＝農場）を保有する割合は順次低下してい
くので、世帯主ではなくなった母親が極端に多くの比率を保有し続けるとい
う可能性は低いものと考えられる。

一方の、母親が世帯主となっている場合の分布は、世帯主である母親が不
動産（＝農場）の8割以上を保有している割合も高いが、保有率50%台の層
も多いという特徴を持つ（第5図の実線）。これは、母親と息子の分割割合がち
ょうど50%ずつである場合の多さを反映しているのであるが、同世代の農場分
割で第2資産保有者が妻以外の場合と同様、この層は標本数自体が少なく（8
戸）、分析に耐えうるものとはいえない。

ただし、Friedberger (1983) は、リベラルな法制度を有していた Wisconsin
州や Iowa 州では生前贈与が認められていた一方で、イギリスのコモンローの
伝統を維持していた Illinois 州では夫婦間での資産の譲渡が違法とされていた
としている（pp.3-4）。しかし、その Illinois 州においても親子間の生前贈与は

認められており、遺言書がない場合の相続においては自動的に寡婦が相続する権利を有していたとしている。なお、その相続分は資産の3分の1の場合もあり、残りの3分の2を子供たちで分けることになるとしている (p.4)。この分析に鑑みると、母親が世帯主として残っている場合の不動産保有率がすべて50%以上であるという結果は妥当なものといえよう。

お わ り に

以上、第3章において相続における女性の地位について細かく分析してきたが、その結果は総体的にみて Friedberger (1983) の分析と整合的ではある。しかし、結論部分の「相続において女性が公平・公正な立場を有していた」とまではいえない。なぜなら、たとえば第3図と第10表との比較で明らかにしたように、男性同士の兄弟間よりも男性と女性の姉弟間では女性の不動産保有割合が相対的に低くなっていることや、第2図で確認した息子と娘との比較でも、女性の子供(娘)の不動産保有割合は男性の子供(息子)よりもやや低くなっている点に現れている。また、第4図に示したように、夫婦間の不動産の分割割合は妻の方が低めであることも示されている。そして今回、母親が世帯主となっている場合を除く女性の世帯主の標本数が極めて少なかったために、その層の分析が不可能であったこともやはり男性の社会的地位の高さを物語っているといえよう。その意味で、相続における女性の地位は、若干ながら男性よりも不利な状況に置かれていたといえる。

とはいえ、食器、貴金属、家具類を含む動産ではなく、手作地主の不動産(=農場)保有において第2資産保有者の26%もが女性である(第6表参照)という点は特筆に値する。なぜなら、女性が社会的に不利な状況に置かれている場合を一般的にイメージすれば、たとえば女性に資産を分割する際にも貴金属など動産のみが分割され、不動産の相続からは排除されるという状況が想定されるからである。その意味で、本稿の分析において女性の不動産保有者が存在していることが示されたこと自体が、19世紀半ばの合衆国北部におい

て女性の社会的地位がある程度認められていたことを示しており、この結果は一定の成果であるといえる。

さらに、世代間の農場分割の存在が実証されたこと（第6表参照）は、Friedberger (1983) の示した生前贈与が一般的に行われていたことを示している。この点は、資産一般において角井 (2013) でも示したことであるが、とくに不動産において生前贈与の存在が実証されたことは「農場の継続的経営」を指向した当時の農家の姿を現すものといえよう。

とはいえ、本稿で不動産分割の実態を示し得たのは手作地主についてのみである。それ以外の、とくに当時の中心的な経営形態であった自作についてでさえも、広範な不動産分割の存在は認められなかった。その意味では、いかなる理由で手作地主が不動産を分割するという選択を行ったのかについて分析することが今後の課題となるであろう。

付表 1 不動産・動産の分割の詳細（経営形態別）

		手作地主	動産の分割			合計
			あり	なし（全資産保有者が）		
				世帯主	第 2 資産 保有者	
不動産の 分割	あり		183 (44.7)	95 (23.2)	5 (1.2)	283 (69.2)
	なし	世帯主が全不動産を保有	117 (28.6)	0 (0.0)	1 (0.0)	118 (28.9)
		第 2 資産保有者が全不動産を保有	5 (1.2)	3 (0.7)	0 (0.0)	8 (2.0)
合 計			305 (74.6)	98 (24.0)	6 (1.5)	409 (100.0)
		自 作	動産の分割			合計
			あり	なし（全資産保有者が）		
				世帯主	第 2 資産 保有者	
不動産の 分割	あり		17 (4.3)	6 (1.5)	0 (0.0)	23 (5.8)
	なし	世帯主が全不動産を保有	357 (89.3)	0 (0.0)	2 (0.5)	359 (89.8)
		第 2 資産保有者が全不動産を保有	14 (3.5)	4 (1.0)	0 (0.0)	18 (4.5)
合 計			388 (97.0)	10 (2.5)	2 (0.5)	400 (100.0)
		自 小 作	動産の分割			合計
			あり	なし（全資産保有者が）		
				世帯主	第 2 資産 保有者	
不動産の 分割	あり		8 (17.0)	3 (6.4)	1 (2.1)	12 (25.5)
	なし	世帯主が全不動産を保有	31 (66.0)	0 (0.0)	1 (2.1)	32 (68.1)
		第 2 資産保有者が全不動産を保有	2 (4.3)	1 (2.1)	0 (0.0)	3 (6.4)
合 計			41 (87.2)	4 (8.5)	3 (6.4)	47 (100.0)

(出所) ICPSR 7420 より作成.

(注) () 内は相対度数 (単位: %)

補論

Friedberger (1983) における相続のケーススタディの要約は、以下の通りである。

【ケース A】 Reicks 家 (Iowa 州 Fayette 郡のドイツ系カトリック)

- 1853 年 12 月 曾祖父が 160 エーカーの土地を 193 ドルで取得
1882 年 1 月 長男 Henry に 3,300 ドルで売却
1924 年 2 人の息子 (Victor と James) に 80 エーカーずつを売却
(James に 80 エーカーの土地とともにすべての役牛・馬・豚・家禽・
飼料・種子・機械 (= 動産) を売却)
1960 年 James が息子 Loras に 80 エーカーを 30,000 ドルで売却

【ケース B】 Buch 家 (Iowa 州 Benton 郡 Kane 村)

- 1865 年 10 月 John Buch が 240 エーカーの農場に入植
その後 妻 Meta Buch に生前贈与
1910 年 息子 Ewald が母 Meta から農場を受け継ぐ
1929 年 John 死去
不動産額 51,197 ドル (負債額 18,000 ドル (10,000 ドルの抵当を含む))
Ewald が 160 エーカーの土地権利証書を母から受け取ると同時に
12,000 ドルの負債を返済, 9,000 ドルの抵当の引き受け
Ewald の既婚の姉 (か妹) が 160 エーカーの土地権利証書 (6,000 ドル)
を受け取ると同時に, 母に 9,000 ドルの抵当を譲渡
2 人の子供 Ewald とその姉 (か妹) が年 5% の利子を母に支払い,
母はもとの家に住む権利を保障される

【ケース C】 Knipp 家 (Iowa 州 Benton 郡 Kane 村)

- Charley Knipp が農業労働者として農業従事を開始
1904 年 80 エーカーの農場を 14,000 ドルで購入
1946 年 Charley の死亡時, 農場は 320 エーカー (72,000 ドル)
遺言書によって
・ 2 人の (健康な) 息子が土地を相続
・ また, 街の不動産からの収益の 3 分の 1 を得る
・ 彼らの義務は

母親の世話をする、母親を現在の家に住まわせる
 姉（か妹）に 7,500 ドルを支払う
 病弱な弟（か兄）の面倒をみると同時に、街の不動産からの収益
 から 300 ドルを渡す
 甥に 1,500 ドルを支払う
 が指定される
 この遺言書に妻が不服申立を行い、補償金として 5,000 ドルを支払
 うように裁判所が命令

【ケース D】 Beck 家（Iowa 州 Benton 郡 Kane 村）

50,000 ドル分の不動産（農場）を遺して Austin Beck が死去
 2 人の息子と 4 人の娘は、遺言書により最低 80 エーカーの土地を相続する
 それぞれが母の世話のために年間 80 ドルを支払う

【ケース E】 Dauberman 家（Illinois 州 Kaneville 村）

Aurora 商業銀行に基金→母の生活資金の提供
 息子たちが相続する土地の大きさに応じて資金を拠出
 娘たちへの相続の平等化を図る

【参考文献】

- Atack, J. and F. Bateman (1987) *To Their Own Soil: Agriculture in the Antebellum North*, Iowa State University Press.
- Bateman, F. and J. D. Foust (1973) "Agricultural and Demographic Records for Rural Household in the North, 1860," ICPSR 7420.
- Friedberger, M. (1983) "The Farm Family and the Inheritance Process: Evidence from the Corn Belt, 1870-1950," *Agricultural History*, Vol.57, No.1, pp.1-13.
- Malin, J. C. (1935) "The Turnover of Farm Population in Kansas," *Kansas Historical Quarterly*, Vol.4, pp.339-372.
- Wright, C. D. (1900) *The History and Growth of the United States Census*, Washington Government Printing Office.

岡田泰夫(1971)「西漸運動と土地投機」『アメリカ研究』第5号。(岡田(1994)『フロンティアと開拓者——アメリカ西漸運動の研究——』東京大学出版会, 第8章, に再録.)

角井正幸(2005)「合衆国北部における農場経営の均質性と差異性——1860年の耕地規模と資産規模を中心に——」『経済学論叢』(同志社大学)第57巻第1号, 17-37ページ.

角井正幸(2013)「南北戦争以前期の合衆国北部における手作地主の特質——資産保有形態に関する分析を中心として——」『経済学論叢』(同志社大学)第64巻第3号, 311-346ページ.

(つ の い ま さ ゆ き ・ 同 志 社 大 学 経 済 学 部)

The Doshisha University Economic Review, Vol.65 No.2

Abstract

Masayuki TSUNOI, *Gender Bias in Inheritance on Rural Farm Households in the Antebellum North*

Friedberger (1983) denotes the “going concern,” where farm operations were not disrupted when a change of ownership took place, and fair and correct treatment for wives and daughters was present in an inheritance.

This article aims to substantiate Friedberger’s insistence by using selected data from the 8th Census (ICPSR 7420), especially for the cultivating-landlords in the antebellum North.

The results of the analyses are as follows. (1) The existence of female farm holders meant that women had a certain status in inheritance, as Friedberger shows. (2) However, because the proportion of real estate owned by women family members (i.e., daughters and sisters) had a lower bias, the fair and correct treatment for women in an inheritance cannot be substantiated.